

社会福祉法人優輝会 一般事業主行動計画

職員が仕事と生活の調和を図り、働きがいと働きやすさを実感できる職場環境を整備することにより、全ての職員がその能力を十分に発揮できるよう、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2019年4月1日～2024年3月31日までの5年間
2. 内容

目標1：育児・介護休業法に基づく育児休業や時間外労働・深夜業の制限、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前・産後休業等の諸制度の情報提供並びに相談体制の整備を行う。

(対策)

- 各年 3月 年度実績の把握・確認を行う。
- 各年 4月 管理職への周知及び研修を行うと共に全職員への周知・啓発を行い、制度活用を推進する。
- 随時 制度改正に応じて説明会等での情報提供を行う。

目標2：所定外労働時間の削減に向けて、ノー残業デー（毎週水曜日・日曜日・給与及び賞与支給日）の実施を徹底すると共に、業務の効率化と生産性の向上を図る。

(対策)

- 各年 3月 年度実績の把握・確認を行う。
- 各年 4月 管理職への周知を行うと共に全職員への周知・啓発を行い、実施の徹底を図る。
- 随時 各事業所の実績報告を行うと共に業務改善等を通じた労働時間の削減を進める。

目標3：年次有給休暇の取得日数を、一人当たり平均年間12日以上とする。

(対策)

- 各年 3月 年度実績の把握・確認を行う。
- 各年 4月 管理職への周知を行うと共に全職員への周知・啓発を行い、計画的な取得推進を図る。
- 随時 各事業所の実績報告を行うと共に取得推進を図る。